

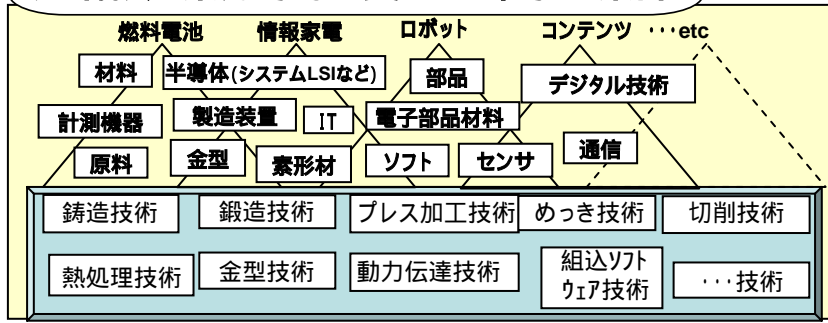
# 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案による支援の必要性

経済成長・国民生活の向上の実現のためには、

・我が国経済を牽引する重要な製造業の国際競争力の強化と、

・次代を担う新産業の創出、を強力に推進することが必要。

## 先端新産業分野等を支える「中小企業群」



## 「新産業創造戦略」による強みの分析

鋳造、プレス加工、めっき等、高度の「ものづくり基盤技術」を持つ川上の中小企業群が、マーケットに近い川下の大企業等との「摺り合わせ」を行い、高品質・高機能の先端製品を開発・生産。

高付加価値製品の生産拠点として国内立地再強化の動き

## 「モノ作り基盤技術」高度化への総合対策

重要な「モノ作り基盤技術」について、将来ビジョンを提示し、法的措置・予算措置等を集中。

日本製造業の強みを徹底強化

## 「モノ作り基盤技術」の維持・強化への課題

### 事業環境の変化

・固定的な系列取引の変化に伴い、中小企業は以下の課題に直面

技術の高度化に向けて中小企業が行う技術開発のリスクの増大  
発注側の企業が求める技術等に関する情報入手の困難化

### 構造的課題

・高リスクの技術開発を担う経営余力の不足  
資金面、情報収集面等で中小企業には困難あり  
・人材確保・育成や知財保護・活用の困難  
・取引慣行上の課題(鋳物の重量取引等)

# 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案の支援体系

## 技術高度化指針(技術別指針)の策定

特定の基盤技術(鋳造、鍛造、めっき、プレス加工、金型等)を指定。各技術につき、当該技術を活用して最終製品を製造する大企業・発注企業のニーズを十分に整理し、「中小企業が目指すべき技術開発の方向性」を取りまとめた将来ビジョンを策定。

## 研究開発等計画の作成・認定

「指針」に基づいて、中小企業が(他の事業者と協力して)自ら行う研究開発計画を作成し、個別に経済産業大臣が認定。

## 戦略的・重点的な施策展開

### 認定中小企業への支援措置

#### モノ作り基盤技術の研究開発支援(64億円)

中小企業と川下大企業等が協力して行う研究開発プロジェクトを資金面で重点支援。

#### 中小企業信用保険法の特例

民間からの借入を円滑化するため、公庫の保険限度額を引き上げ、信用保証協会の保証を推進する。

#### 中小企業投資育成株式会社法の特例

計画認定を受けた中小企業について、3億円超の場合にも中小企業投資育成株式会社による投資対象とする。

#### 特許料等の特例

認定を受けた「計画」による開発の成果について、特許料・特許審査請求料を軽減(半額)。

#### 中小企業金融公庫の低利融資

### モノ作り基盤技術高度化のための環境整備

#### 事業者の「出会い」促進(川上・川下ネットワーク構築支援・2億円)

発注企業のニーズに関する有益な情報入手につながる、中小企業と大企業との「出会いの場」を創設する民間の取組を支援。

#### 高専等を活用した人材育成支援(4億円)

高専の施設・教員を活用し、中小企業の技術者の育成を支援。

#### 製造中核人材育成事業(28.4億円)

産学連携により、製造現場の技術を維持・確保する実践的人材育成プログラムの開発等を支援。

#### 基盤技術の承継の円滑化(4.9億円)

個々の技術者に蓄積された生産技術・ノウハウを目に見える形でデータベース化し、効率的な継承を促す。

#### 中小企業の知的財産の活用や課題解決のための「知財駆け込み寺」を整備・拡充(1億円)

技術開発を抑制する取引慣行(鋳物の重量取引等)の改善に向けた取組